

豊田駅南口周辺地区地区まちづくり計画に関する手続きの流れ

豊田駅南口周辺地区地区まちづくり計画（以下、地区まちづくり計画とします。）が定められている区域（豊田南地区地区計画：店舗地区Aの区域）で建築等をする際には、日野市まちづくり条例に定める開発事業の手続きに先立ち、地区まちづくり計画に適合しているか、豊田駅南口周辺地区まちづくり協議会の意見を聴くことになっています。

建築等の計画をされる際には、地区まちづくり計画の趣旨をふまえ設計していただくとともに、次のような流れで手続きをしていただくようご協力をお願いします。

■連絡先：日野市まちづくり部都市計画課 計画係 電話042-514-8354（直通）

<施主・設計者>

<日野市>

☆開発発案

照会

施主・設計者
・用途照会
・開発に関する問い合わせ

日野市
・地区計画計画書
・地区まちづくり計画冊子
・まちづくり条例に関する資料
ホームページで公開しています。

①

☆建築設計段階

事前連絡・事前協議

施主・設計者
・事前照会
・質疑
※必要な場合、協議会との事前協議をします。

日野市
・地区まちづくり計画の照会や質疑対応
・協議会との連絡窓口

②

<協議会>

協議会
・開発案件確認
・審査会開催日程調整
※必要な場合、事業者との事前協議

審査書類作成

日野市
【事業者との事前協議】
・ガイドラインとの整合確認
・質問、回答
・協議会の窓口機能

②
※必要な場合
事前協議

協議会
【事業者との事前協議】
・ガイドラインの説明
・質問、回答

審査

施主・設計者
・審査書類提出

日野市
・協議会の窓口機能
審査書類の受領、審査会の日程調整を市が実施

③

協議会
・審査書類受取

④
※必要な場合
ヒアリング、計画変更等の申し入れ

協議会
・審査会の開催

認定・通知

施主・設計者
・認定書受取

日野市
・報告書受取

⑤

協議会
・認定
・事業者へ認定書発行
・市へ協議終了報告書提出
(届け出書類一式、協議のあった場合は協議記録)

まちづくり
条例
手続

施主・設計者
・開発事業事前相談カード作成、提出

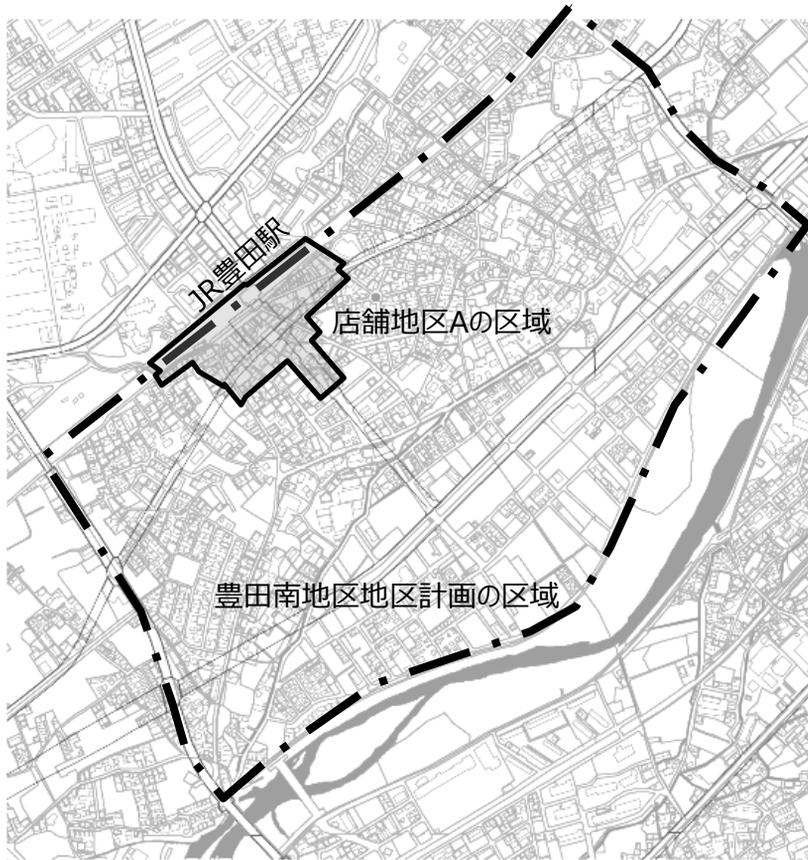
日野市
・事前相談カード受取



豊田駅南口周辺地区地区まちづくり計画 区域図

豊田駅南口周辺地区地区まちづくり計画の区域は、豊田南地区地区計画の店舗地区Aの区域（豊田三丁目、豊田四丁目の各一部）です。

■位置図



■区域図

